

## 第4章 しゅん工検査

(排水設備の工事の検査)

**条例第9条** 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事完了の日から5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

- 2 既設の排水設備等を使用して公共下水道に汚水を排除しようとする者は、管理者に届け出て、前項の検査を受けなければならない。
- 3 管理者は、前2項の検査をした場合において、その排水設備が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、排水設備設置義務者に検査済証を交付するものとする。

(排水設備工事完了届)

**規則第7条** 条例第9条第1項の規定により工事が完了した旨の届出を使用とするときは、排水設備工事完了届(別記様式第4号)を管理者に提出するものとする。

(既設の排水設備の検査)

**規則第8条** 条例第9条第2項に規定する検査を受けようとする者は、既設排水設備検査願(別記様式第5号)を管理者に提出するものとする。

(検査済証)

**規則第9条** 条例第9条第3項に規定する検査済証は、販推設備検査済証(別記様式第6号)による。

- 2 前項の検査済証の交付を受けたときは、門戸その他見やすい箇所に掲示しなければならない。

### 1 しゅん工検査要領

工事が完了すれば、その工事にかかる設計書、設計図及び施工内容等を比較照合のうえ、しゅん工検査は、次の各項について行うものとする。

- (1) 排水管の種類、内径、及びますの設置位置
- (2) 排水管の埋設深さ
- (3) 排水管及びますの機能
- (4) 汚水と雨水が完全に分離した構造となっていること
- (5) その他、必要と認める事項

## 2 しゅん工検査実施に伴う細部取り扱い要項

- (1) 使用材料、機器について  
規格材料（JIS、JAS、JWWA、JSWAS、HASS）か、管理者が採用した材料かどうかの確認
- (2) 下水の流れについて  
洗浄設備から公共汚水までの下水の流れの状態の確認
- (3) 排水管の延長及び管径の確認  
設計図書に計上されている管径及びます等がしゅん工図面等と施工現場と合致しているかの照合確認
- (4) 排水管の保護について  
排水管の露出部分は、VP管等を使用し、管の損傷を防ぐ処置が施されているか、その他排水管の保護が適切かどうかの確認
- (5) 埋設深さの確認  
各種ますの設置箇所における埋設深さの確認
- (6) 排水管とますの接合について  
排水管とますの接続が確実に施工されているか、ますの目地シール等が完全に施されているか、排水管の接続が完全かどうかの確認
- (7) 汚水ますの設置位置について  
個数が設置図書計上数(しゅん工図書計上数)と相違ないか、又その設置位置が、適切な場所か、浸入水がないかの確認
- (8) ますのふたの確認  
ますのふたが適切なものかどうか、浸入水のおそれがないか、臭気のもれがないかどうかの確認
- (9) インバートの切り方について

インバートは、半円形で、表面が滑らかで、巾は、接続管の内径と著しく食い違いが生じていないかどうかの確認

(10) ト ラ ッ プ ま す に つ い て

設置位置は適切か、溜めますを使用している場合防臭設置が施されているか等の確認

(11) 二 重 ト ラ ッ プ に つ い て

二重ト ラ ッ プ に な っ て い な い か、既設部分のト ラ ッ プ の 機能 は 完 全 か ど う か の 確 認

(12) 二 階 配 管 の 有 す る 場 所

排水管等が、建物等に堅 固 に 固 定 さ れ て い る か、異 常 な 騒 音 、 振 動 を 起 こ さ な い か ど う か の 確 認

(13) 不 等 沈 下 の 発 生 の 有 無

各種 ま す 等 が、不 等 沈 下 、 ヒ ビ 割 れ 等 が な い か ど う か の 確 認

(14) 雨 水 等 の 混 入 に つ い て

雨 水 が 完 全 に 切 り 離 さ れ て い る か、誤 接 続 が な い か ど う か の 確 認

(15) 汲 取 口 等 の 閉 鎖 に つ い て

汲 取 口 、 済 洗 槽 の マ ネ ホ ー ル 等 は、完 全 に 密 閉 さ れ て い る か ど う か の 確 認

(16) 埋 方 に つ い て

不 陸 の 内 容 に 整 地 さ れ て い る か ど う か の 確 認

### 3 検査を受ける場合の注意事項

排水設備工事完了届を市に提出する前に、必ず下検査を行い、手直し等のないようすること。

### 4 検査に不合格となった場合

し ゆ ん 工 検 査 の 結 果 、 不 合 格 と な っ た と き は 、 指 定 工 事 業 者 の 責 任 に お い て 、 指 定 期 日 ま で に 改 善 し 再 検 査 を 受 け る こ と 。

(完成検査等)

**規則第 13 条** 指定工事業者は、工事が完成したときは、責任技術者が立ち会いのうえ、完成検査を受けなければならない。

2 前項の検査に不合格となった場合には、指定期日までに改善し、その費用は指

定工事業者が負担しなければならない。

## 5 無償修理

工事の完了 1 年後以内に生じた修理等については無償で修理すること。

排水設備指定工事業者規則第 6 条第 2 項第 7 号工事の完了後 1 年以内に生じた修理等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

## 6 検査手数料

### 条例第 18 条の 2

(2) 排水設備工事完成検査手数料は、次の表に定めるところにより申請者から徴収する。

区分		金額（1 件当たり）
排水設備	内径 100 ミリメートル以内	1,300 円
	内径 100 ミリメートルを超える 内径 150 ミリメートル以内	2,000 円
	内径 150 ミリメートルを超える 内径 200 ミリメートル以内	4,000 円
	内径 200 ミリメートルを超えるもの	6,500 円
便器 1 個につき		300 円